

# 令和8年度岡山県孤独・孤立対策プラットフォーム事業 業務委託仕様書

## 1 事業の目的

本業務は、孤独・孤立対策推進法を踏まえた孤独・孤立対策として、多様な主体が参画する「岡山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「PF」という。）による関係者間の水平的連携を推進するとともに、問題が深刻化する前に課題に応じた適切な支援にアクセスできる体制を整備し、人と人がつながり合い、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない地域づくりの推進を図ることを目的とする。

## 2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) PF事務局の運営管理

#### 【窓口業務】

- ・PFの窓口として、入会、会員や他団体等との連絡及び孤独・孤立対策に関する問合せ業務を担うこと。

#### 【PF入会受付／審査】

- ・入会を申し出る団体に対し、県が示す審査基準に基づきその団体が加入要件に適しているかの審査（反社会的勢力に関係していないかの確認を含む）を行うこと。

#### 【会員の募集】

- ・会員の発掘等募集に取り組み、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等に対し、効果的な広報手法で参加募集を行うこと。

#### 【会員情報の管理】

- ・会員の情報を適切に管理し、定期的に県に報告すること。

#### 【その他、想定される業務内容】

- ・会員の活動状況の把握（随時）
- ・会員等を対象とした孤独・孤立に関するアンケート調査（※調査項目については、県と協議するものとする。調査実施方法はwebフォームの活用を想定）

### (2) 孤独・孤立対策に向けた気運の醸成、理解の促進

PF会員・非会員を問わず、県民及び県内団体・企業等を対象に、県内の孤独・孤立対策の推進に寄与するイベント（シンポジウム等）を企画立案し、開催・運営すること。

ア 開催回数 1回

イ 対象 市町村、市町村社会福祉協議会、NPO等支援団体、社会福祉法人、民生委員・児童委員、民間企業・団体、その他関心のある県民等

ウ 内容 孤独・孤立対策に関する理解を深め、当事者やその家族等が声を上げやすい社会機運の醸成等

### (3) P F 会員等を対象とした研修・交流会の開催

会員相互の交流促進を図ることで顔の見える関係づくりを構築し、事業の推進を図るため、研修・交流会を企画立案し、開催・運営すること。

ア 開催回数 3 回以上（3 地域で実施すること。）

イ 対 象 P F 会員、P F に関心のある団体 等

ウ 内 容 ・会員同士のネットワーク形成に資するもの  
・会員が取り組む孤独・孤立対策事例の紹介 等

### (4) ポータルサイトの運営

孤独・孤立対策に関する専用のホームページ（ポータルサイト）の保守・運用を行うこと。また、孤独・孤立対策のみならず、地域共生社会の実現に資する先進的な事例についても、ポータルサイトを活用して、積極的に発信すること。

ア 掲載コンテンツ

- ・岡山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要
- ・P F 参画申請フォーム
- ・P F 会員情報（相談窓口等）
- ・孤独・孤立対策関連情報（イベント情報等）

P F 会員団体や行政機関による孤独・孤立対策関連イベント等について、適宜ポータルサイトを通じて紹介すること。

- ・孤独・孤立対策関連の取組事例  
団体等の好事例を収集、取材、記事作成し、ポータルサイトを通じて紹介すること。
- ・その他必要と認められるもの

※コンテンツ内容の更新に努めるとともに、必要に応じて県と協議し内容を充実させること。

イ その他

- ・ホームページの開発・運用・保守にあたっては、事務局運営の委託期間終了後も次の運営者が引き続き運用・保守を行えるよう留意し、ホームページの運用に支障が生じることがないように、円滑に、かつ、確実に引き継ぐこと。

## 4 留意事項

(1) 業務の細部については、別途、県と協議の上、決定すること。

(2) 本委託業務に係る全ての成果物の著作権は県に帰属する。県の許可なく、第三者への提供や内容の転載を行わないこと。なお、契約解除および期間終了後においても同様の取扱いとする。

(3) 本事業の遂行に関して、委託業務の内容等本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議のうえ決定する。